

報道関係者 各位

令和4年9月13日

【照会先】

岩手労働局労働基準部監督課

監督課長 八重樫祐一

監察監督官 渡辺幸輝

(電話) 019-604-3006

(FAX) 019-604-1534

## 長時間労働が疑われる事業場に対する 令和3年度の監督指導結果を公表します

岩手労働局（局長 稲原俊浩）では、このたび、令和3年度に、長時間労働が疑われる事業場に対して労働基準監督署が実施した、監督指導の結果を取りまとめましたので、監督指導事例と共に公表します。

この監督指導は、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を対象としています。

対象となった368事業場のうち、119事業場（32.3%）で違法な時間外労働を確認したため、是正・改善に向けた指導を行いました。なお、このうち実際に1か月当たり80時間を超える時間外・休日労働が認められた事業場は、47事業場（違法な時間外労働があったもののうち39.5%）でした。

また、今年度より、11月の「過重労働解消キャンペーン」期間中に重点的に実施した監督指導結果も本公表で集計を行い、より分かりやすく公表することとしました。

厚生労働省では、今後も長時間労働の是正に向けた取組を積極的に行うとともに、11月の「過重労働解消キャンペーン」期間中に重点的な監督指導を行います。

### 【令和3年4月から令和4年3月までの監督指導結果のポイント】

監督指導の実施事業場： 368事業場

主な違反内容〔(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場〕

違法な時間外労働があったもの： 119事業場（32.3%）

うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が

月80時間を超えるもの： 47事業場（39.5%）

うち、月100時間を超えるもの： 34事業場（28.6%）

うち、月150時間を超えるもの： 5事業場（4.2%）

うち、月200時間を超えるもの： 2事業場（1.7%）

賃金不払残業があったもの： 29事業場（7.9%）

過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの： 83事業場（22.6%）

主な健康障害防止に関する指導の状況〔(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場〕

過重労働による健康障害防止措置が

不十分なため改善を指導したもの： 124事業場（33.7%）

労働時間の把握が不適正なため指導したもの： 56事業場（15.2%）

## 長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果 (令和3年4月から令和4年3月までに実施)

### 1 法違反の状況(是正勧告書を交付したもの)

#### 監督指導実施状況

令和3年4月から令和4年3月までに、368事業場に対し監督指導を実施し、262事業場(71.2%)で労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反は、違法な時間外労働があったものが119事業場、賃金不払残業があったものが29事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが83事業場であった。

表1 監督指導実施事業場数

	監督指導実施事業場数	労働基準関係法令違反があった事業場数	主な違反事項別事業場数			
			労働時間 (注3)	賃金不払残業 (注4)	健康障害防止措置 (注5)	
合計 (注1, 2)	368 (100%)	262 (71.2%)	119 (32.3%)	29 (7.9%)	83 (22.6%)	
主な業種	建設業	83 (22.6%)	69	38	12	26
	製造業	62 (16.8%)	41	16	3	4
	商業	61 (16.6%)	37	13	2	12
	保健衛生業	38 (10.3%)	30	11	2	13
	接客娯楽業	35 (9.5%)	26	11	5	12
	運輸交通業	32 (8.7%)	24	15	1	6
	その他の事業 (注6)	57 (15.5%)	35	15	4	10

(注1) 主な業種を計上しているため、合計数とは一致しない。

(注2) カッコ内は、監督指導実施事業場数に対する割合である。

(注3) 労働基準法第32条違反〔36協定なく時間外労働を行わせていること、36協定が無効なこと又は36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせていることにより違法な時間外労働があったもの。〕、労働基準法第36条第6項違反(時間外労働の上限規制)等の件数を計上している。

(注4) 労働基準法第37条違反〔割増賃金〕のうち、賃金不払残業の件数を計上している〔計算誤り等は含まない。〕。

(注5) 労働安全衛生法第18条違反〔衛生委員会を設置していないもの等。〕、労働安全衛生法第66条違反〔健康診断を行っていないもの。〕、労働安全衛生法第66条の8違反〔1月当たり80時間を超える時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。〕、労働安全衛生法第66条の8の3違反〔客観的な方法その他の適切な方法により労働時間の状況を把握していないもの。〕等の件数を計上している。

(注6) 「その他の事業」とは、派遣業、警備業、情報処理サービス業等をいう。

表2 事業場規模別の監督指導実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
368	143 (38.9%)	144 (39.1%)	38 (10.3%)	25 (6.8%)	15 (4.1%)	3 (0.8%)

表3 企業規模別の監督指導実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
368	68 (18.5%)	87 (23.6%)	34 (9.2%)	32 (8.7%)	28 (7.6%)	119 (32.3%)

## 2 主な健康障害防止に関する指導状況(指導票を交付したもの)

- (1) 過重労働による健康障害防止のための指導状況  
 監督指導を実施した事業場のうち、124事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導等の過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

表4 過重労働による健康障害防止のための指導状況

指導事業場数	指導事項(注1)					
	面接指導等の実施(注2)	長時間労働による健康障害防止対策に関する調査審議の実施(注3)	月45時間以内への削減(注4)	月80時間以内への削減	面接指導等が実施出来る仕組みの整備等(注5)	ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策に関する調査審議の実施
124	25	22	57	67	5	2

(注1) 指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。なお、「月45時間以内への削減」と「月80時間以内への削減」は重複していない。

(注2) 1か月80時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。

(注3) 「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第23条の2に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。

(注4) 時間外・休日労働時間を1か月当たり45時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めることを指導した事業場数を計上している。

(注5) 医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

- (2) 労働時間の適正な把握に関する指導状況  
 監督指導を実施した事業場のうち、56事業場に対して、労働時間の把握が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(労働時間適正把握ガイドライン(参考資料2参照))に適合するよう指導した。

表5 労働時間の適正な把握に関する指導状況

指導事業場数	指導事項(注1)					
	始業・終業時刻の確認・記録(ガイドライン4(1))	自己申告制による場合			管理者の職務(ガイドライン4(6))	労使協議組織の活用(ガイドライン4(7))
		自己申告制の説明(ガイドライン4(3)ア・イ)	実態調査の実施(ガイドライン4(3)ウ・エ)	適正な申告の阻害要因の排除(ガイドライン4(3)オ)		
56	48	0	9	0	0	0

(注1) 指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。

(注2) 各項目のかっこ内は、それぞれの指導項目が、労働時間適正把握ガイドラインのどの項目に基づくものであるかを示している。

### 3 監督指導により把握した実態

(1) 時間外・休日労働時間が最長の者の実績

監督指導を実施した結果、違法な時間外労働があった119事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、47事業場で1か月80時間を、うち34事業場で1か月100時間を、うち5事業場で1か月150時間を、うち2事業場で1か月200時間を超えていた。

表6 時間外・休日労働時間が最長の者の実績(労働時間違反事業場に限る)

監督指導実施事業場数	労働時間違反事業場数	労働時間				
		80時間以下	80時間超	100時間超	150時間超	200時間超
368	119	72	47	34	5	2

(2) 労働時間の管理方法

監督指導を実施した事業場において、労働時間の管理方法を確認したところ、38事業場で使用者が自ら現認することにより確認し、136事業場でタイムカードを基礎に確認し、55事業場でICカード、IDカードを基礎に確認し、97事業場で自己申告制により確認し、始業・終業時刻等を記録していた。

表7 監督指導実施事業場における労働時間の管理方法

原則的な方法(注1)				自己申告制 (注2,3)
使用者が自ら現認 (注2)	タイムカードを基礎 (注2)	ICカード、IDカードを基礎 (注2)	PCの使用時間の記録を 基礎(注2)	
38	136	55	21	97

(注1) 労働時間適正把握ガイドラインに定める始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法を指す。

(注2) 監督対象事業場において、部署等によって異なる労働時間の管理方法を採用している場合、複数に計上している。

(注3) 労働時間適正把握ガイドラインに基づき、自己申告制が導入されている事業場を含む。

## 【参考】 前年度の監督指導結果との比較

前年度の監督指導結果との比較は以下のとおり。

		令和3年度	令和2年度
監督指導 実施事業 場	監督実施事業場	368	388
	うち、労働基準法などの法令違反あり	262 (71.2%)	265 (68.3%)
主な 違反内容	1 違法な時間外労働があったもの	119 (32.3%)	139 (35.8%)
	うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間 数が1か月当たり80時間を超えるもの	47 <39.5%>	36 <25.9%>
	1か月当たり100時間を超えるもの	34 <28.6%>	25 <18.0%>
	1か月当たり150時間を超えるもの	5 <4.2%>	7 <5.0%>
	1か月当たり200時間を超えるもの	2 <1.7%>	3 <2.2%>
	2 賃金不払残業があったもの	29 (7.9%)	36 (9.3%)
	3 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの	83 (22.6%)	86 (22.2%)
主な健康 障害防止 に関する 指導の状 況	1 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を 指導したもの	124 (33.7%)	120 (30.9%)
	うち、時間外・休日労働を月80時間以内に削減するよ う指導したもの	67 <54.0%>	48 <40.0%>
	2 労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの	56 (15.2%)	59 (15.2%)

## 事例 1 (製造業)

- 1 労働災害を発生させた事業場に対し、立入調査を実施した。
- 2 労働者7名について、1か月80時間を超える時間外・休日労働（内、4名は100時間超過）が認められ、36協定に定めた上限時間を超えかつ労働基準法第36条第6項に定められた時間外・休日労働の上限時間（月100時間未満、複数月平均80時間以内）を超える違法な時間外・休日労働（最長：月115時間）が認められたことから、指導を実施した。
- 3 1か月80時間を超える時間外・休日労働にかかる情報を産業医に提供しておらず、衛生委員会で長時間労働による労働者の健康障害の防止にかかる事項を調査審議していなかったため、指導を実施した。
- 4 深夜業を行う者について、特定業務従事者健康診断が未実施なため指導を実施した。

### 立入調査において把握した事実と労働基準監督署の対応

- 1 労働者7名について、1か月80時間を超える時間外・休日労働（内、4名は100時間超過）が認められた。

#### 労働基準監督署の対応

- 36協定で定めた上限時間を超えて時間外労働を行わせたことについて是正勧告（労働基準法第32条）
- 労働基準法第36条第6項に定められた上限時間を超えて時間外・休日労働を行わせたことについて是正勧告（労働基準法第36条）
- 時間外・休日労働を月80時間以内とするための具体的な方策を検討・実施するよう指導

- 2 1か月80時間を超える時間外・休日労働にかかる情報を産業医に提供せず、衛生委員会で長時間労働による労働者の健康障害の防止にかかる事項を調査審議していなかった。 参考資料1参照

#### 労働基準監督署の対応

- 時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超えた労働者について、面接指導等を実施するための情報提供を産業医に行うことについて是正勧告（労働安全衛生法第13条）
- 衛生委員会で長時間労働による労働者の健康障害の防止にかかる事項の調査審議を行うことについて是正勧告（労働安全衛生法第18条）

- 3 深夜業を行う者について、特定業務従事者健康診断を実施していないことが認められた。

#### 労働基準監督署の対応

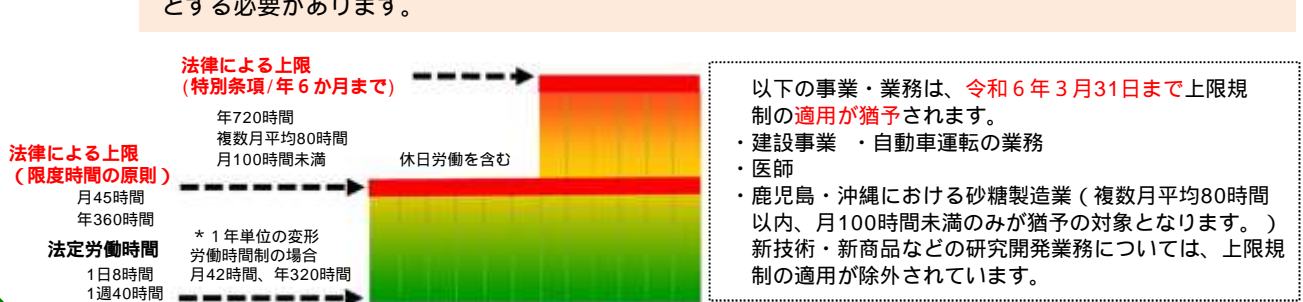
- 深夜業を行う者について、特定業務従事者健康診断を実施していないことについて是正勧告（労働安全衛生法第66条）

### 時間外労働の上限規制（労働基準法第36条第6項第2、3号）

法律上、時間外労働の上限は原則として月45時間、年360時間とされており、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができません。

臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合でも

- ・時間外労働・・・年720時間以内
- ・時間外労働+休日労働・・・月100時間未満、2～6か月平均80時間以内とする必要があります。



# 監督指導事例

## 事例2 (建設業)

- 1 各種情報から時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超えていると考えられる中小企業の事業場に対し、立入調査を実施した。
- 2 労働者4名について、36協定で定めた上限時間（月80時間）を超える時間外労働・休日労働（最長：月205時間）が認められたことから、指導を実施した。
- 3 1か月80時間を超える時間外・休日労働にかかる情報を産業医に提供していたが、安全衛生委員会で時間外・休日労働が月80時間を超えた労働者の数しか報告していなかった。
- 4 早出の時間外労働を自己申告制とし、客観的な方法により始業時刻を把握していないことが認められたため指導を実施した。

### 立入調査において把握した事実と労働基準監督署の対応

- 1 労働者4名について、36協定で定めた上限時間（月80時間）を超える時間外労働・休日労働（最長：月205時間）が認められた。

#### 労働基準監督署の対応

36協定で定めた上限時間（月80時間）を超えて時間外労働を行わせたことについては是正勧告（労働基準法第32条）  
時間外・休日労働を月80時間以内とするための具体的な方策を検討・実施するよう指導

- 2 1か月80時間を超える時間外・休日労働にかかる情報を産業医に提供しているが、安全衛生委員会で長時間労働による労働者の健康障害の防止にかかる事項を調査審議していないことが認められた。  
早出の時間外労働について、時間外労働として把握していなかった。

参考資料1参照  
参考資料2参照

#### 労働基準監督署の対応

安全衛生委員会で長時間労働による労働者の健康障害の防止にかかる事項を調査審議していなかったため、是正勧告（労働安全衛生法第19条）  
時間外労働時間の調査（労働時間管理の適正化指導）及び時間外労働の賃金支払を是正勧告（労働基準法第37条）



#### 過重労働による健康障害防止

長時間労働を行う労働者については、下記のとおり面接指導等を実施することとされています。

##### 次の要件に該当する労働者

時間外・休日労働時間が月80時間を超えていること  
疲労の蓄積が認められること  
本人が申し出ていること



面接指導の  
実施義務

##### 事業場で定めた基準（ ）に該当する労働者

( ) 時間外・休日労働時間が月80時間超の労働者について、本人の申し出がない場合であっても、面接指導を実施するように基準の策定に努める。  
時間外・休日労働時間が月45時間超の労働者について、健康への配慮が必要な者の範囲と措置について検討し、それらの者が措置の対象となるよう基準の策定に努める。



面接指導その他  
これに準ずる措  
置を実施する  
努力義務

長時間労働やメンタルヘルス不調などにより、健康リスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、医師による面接指導が確実に実施されるよう、**客観的な方法等により、労働時間の状況を把握しなければなりません。**

# 監督指導事例

## 事例3 (運輸業)

- 1 長時間労働を原因とする脳心臓疾患の労災請求があった事業場に対し、立入調査を実施した。
- 2 脳心臓疾患を発症した労働者について、36協定で定めた上限時間（1日7時間、月75時間）を超える違法な時間外・休日労働（最長：月124時間）が認められたことから、指導を実施した。
- 3 一部の労働者について、始業・終業の時刻を把握していないことが認められたことから、指導を実施した。
- 4 深夜業を行う者について、特定業務従事者健康診断が未実施なため指導を実施した。

### 立入調査において把握した事実と労働基準監督署の対応

- 1 脳心臓疾患を発症した労働者について、36協定で定めた上限時間（1日7時間、月75時間）を超える違法な時間外・休日労働（最長：月124時間）が認められた。

#### 労働基準監督署の対応

36協定で定めた上限時間を超えて時間外労働を行わせたことについて是正勧告（労働基準法第32条）  
時間外・休日労働を月80時間以内とするための具体的な方策を検討・実施するよう指導

- 2 一部の労働者について、始業・終業の時刻を把握していないことが認められた。

#### 労働基準監督署の対応

労働時間の状況を把握していなかったことについて是正勧告（労働安全衛生法第66条の8の3）  
「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に基づき、改善に向けた方策を講じるよう指導

- 3 深夜業を行う者について、特定業務従事者健康診断（6月以内ごとに1回）を実施していないことが認められた。

#### 労働基準監督署の対応

深夜業を行う者について、特定業務従事者健康診断を実施していないことについて是正勧告（労働安全衛生法第66条）



### 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン

使用者には労働時間を適正に把握する責務があります。

#### 【労働時間の考え方】

- 労働時間とは使用者の指揮命令下に置かれている時間。指示は明示、黙示を問わない。

#### 【労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置】

- 労働日ごとの始業・終業の時刻を確認し、適正に記録すること。
  - (1) 原則的な方法 ICカード等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録。
  - (2) やむを得ず自己申告制で把握する場合  
労働者や管理者に対して自己申告制の適正な運用等について、十分な説明を行うこと。  
自己申告時間と、PCの使用時間等の時間との間に著しい乖離がある場合には実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること。  
自己申告時間に上限を設ける等適正な自己申告を阻害する措置を設けてはならないこと。  
36協定の延長時間数を超えているにもかかわらず、記録上これを守っているようにすることが、慣習的に行われていないか確認すること。

面接指導を適切に行うためには、労働時間の状況の把握が必要です（安衛則第52条の7の3）。

裁量労働制、管理監督者等を含め、全労働者について客観的な記録により把握しなければならない。



# 安全衛生委員会を設置しましょう

労働安全衛生法に基づき、一定の基準※に該当する事業場では安全委員会、衛生委員会(又は両委員会を統合した安全衛生委員会)を設置しなければならないこととなっています。

## 委員会設置の目的

労働災害防止の取り組みは労使が一体となって行う必要があります。そのためには、安全委員会や衛生委員会において、労働者の危険又は健康障害を防止するための基本となるべき対策(労働災害の原因及び再発防止対策等)などの重要事項について十分な調査審議を行う必要があります。

調査審議すべき事項等については裏面を参照ください。



## 安全委員会又は衛生委員会を設置しなければならない事業場

- 安全委員会**・・・① 常時使用する労働者が50人以上の事業場で、次の業種に該当するもの  
 林業、鉱業、建設業、製造業の一部の業種(木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業、輸送用機械器具製造業)、運送業の一部の業種(道路貨物運送業、港湾運送業)、自動車整備業、機械修理業、清掃業
- ② 常時使用する労働者が100人以上の事業場で、次の業種に該当するもの  
 製造業のうち①以外の業種、運送業のうち①以外の業種、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業・小売業、家具・建具・じゅう器等卸売業・小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業

**衛生委員会**・・・常時使用する労働者が50人以上の事業場(全業種)

※ 安全委員会及び衛生委員会の両方を設けなければならないときは、それぞれの委員会の設置に代えて、安全衛生委員会を設置することができます。

## 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



このリーフレットに関するご質問等につきましては、以下のホームページをご覧になるか、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署へお問い合わせください。

URL: <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei.html>

# 委員の構成、調査審議事項等

	安全委員会	衛生委員会
委員の構成	1 総括安全衛生管理者又は事業の実施を統括管理する者等(1名) 2 安全管理者※ 3 労働者(安全に関する経験を有する者)※	1 総括安全衛生管理者又は事業の実施を統括管理する者等(1名) 2 衛生管理者※ 3 産業医※ 4 労働者(衛生に関する経験を有する者)※
調査審議事項 (主要な事項を抜粋したものです。詳細については、労働安全衛生規則第21条及び第22条を参照してください。)	1 安全に関する規程の作成に関すること。 2 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置のうち、安全に係るものに関すること。 3 安全に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。 4 安全教育の実施計画の作成に関すること。 など	1 衛生に関する規程の作成に関すること。 2 衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。 3 衛生教育の実施計画の作成に関すること。 4 定期健康診断等の結果に対する対策の樹立に関すること。 5 長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること。 6 労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること。 など
その他 (共通事項)	① 毎月一回以上開催すること。 ② 委員会における議事の概要を労働者に周知すること。 ③ 委員会における議事で重要なものに係る記録を作成し、これを3年間保存すること。	

※ 1以外の委員については、事業者が委員を指名することとされています。なお、この内の半数については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合(過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者)の推薦に基づき指名しなければなりません。

## ☆委員会を設けるべき事業者以外の事業者が講ずべき措置

労働者数が50人未満の事業者など、委員会を設けるべき事業者以外の事業者は、安全又は衛生に関する事項について、関係労働者の意見を聴くための機会を設けるようにしなければなりません。(労働安全衛生規則第23条の2)

# 労働時間の適正な把握のために 使用者が講ずべき措置に関する ガイドライン

(平成 29 年 1 月 20 日策定)

## 1 趣旨

労働基準法においては、労働時間、休日、深夜業等について規定を設けていることから、使用者は、労働時間を適正に把握するなど労働時間を適切に管理する責務を有している。

しかしながら、現状をみると、労働時間の把握に係る自己申告制（労働者が自己の労働時間を自主的に申告することにより労働時間を把握するもの。以下同じ。）の不適正な運用等に伴い、同法に違反する過重な長時間労働や割増賃金の未払いといった問題が生じているなど、使用者が労働時間を適切に管理していない状況もみられるところである。

このため、本ガイドラインでは、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置を具体的に明らかにする。

## 2 適用の範囲

本ガイドラインの対象事業場は、労働基準法のうち労働時間に係る規定が適用される全ての事業場であること。

また、本ガイドラインに基づき使用者（使用者から労働時間を管理する権限の委譲を受けた者を含む。以下同じ。）が労働時間の適正な把握を行うべき対象労働者は、労働基準法第 4 1 条に定める者及びみなし労働時間制が適用される労働者（事業場外労働を行う者にあつては、みなし労働時間制が適用される時間に限る。）を除く全ての者であること。

なお、本ガイドラインが適用されない労働者についても、健康確保を図る必要があ

ることから、使用者において適正な労働時間管理を行う責務があること。

## 3 労働時間の考え方

労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間をいい、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たる。そのため、次のアからウのような時間は、労働時間として扱わなければならないこと。

ただし、これら以外の時間についても、使用者の指揮命令下に置かれていると評価される時間については労働時間として取り扱うこと。

なお、労働時間に該当するか否かは、労働契約、就業規則、労働協約等の定めにかんによらず、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるか否かにより客観的に定まるものであること。また、客観的に見て使用者の指揮命令下に置かれていると評価されるかどうかは、労働者の行為が使用者から義務づけられ、又はこれを余儀なくされていた等の状況の有無等から、個別具体的に判断されるものであること。

ア 使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為（着用を義務付けられた所定の服装への着替え等）や業務終了後の業務に関連した後始末（清掃等）を事業場内において行った時間

イ 使用者の指示があつた場合には即時に業務に従事することを求められており、労働から離れることが保障されていない状態で待機等している時間（いわゆる「手待時間」）

ウ 参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講や、使用者の指示により業務に必要な学習等を行っていた時間

#### **4 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置**

##### (1) 始業・終業時刻の確認及び記録

使用者は、労働時間を適正に把握するため、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録すること。

##### (2) 始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法

使用者が始業・終業時刻を確認し、記録する方法としては、原則として次のいずれかの方法によること。

ア 使用者が、自ら現認することにより確認し、適正に記録すること。

イ タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること。

##### (3) 自己申告制により始業・終業時刻の確認及び記録を行う場合の措置

上記(2)の方法によることなく、自己申告制によりこれを行わざるを得ない場合、使用者は次の措置を講ずること。

ア 自己申告制の対象となる労働者に対して、本ガイドラインを踏まえ、労働時間の実態を正しく記録し、適正に自己申告を行うことなどについて十分な説明を行うこと。

イ 実際に労働時間を管理する者に対して、自己申告制の適正な運用を含め、本ガイドラインに従い講ずべき措置について十分な説明を行うこと。

ウ 自己申告により把握した労働時間が実際の労働時間と合致しているか否かについて、必要に応じて実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること。

特に、入退場記録やパソコンの使用時間の記録など、事業場内にいた時間

の分かるデータを有している場合に、労働者からの自己申告により把握した労働時間と当該データで分かった事業場内にいた時間との間に著しい乖離が生じているときには、実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること。

エ 自己申告した労働時間を超えて事業場内にいる時間について、その理由等を労働者に報告させる場合には、当該報告が適正に行われているかについて確認すること。

その際、休憩や自主的な研修、教育訓練、学習等であるため労働時間ではないと報告されていても、実際には、使用者の指示により業務に従事しているなど使用者の指揮命令下に置かれていたと認められる時間については、労働時間として扱わなければならないこと。

オ 自己申告制は、労働者による適正な申告を前提として成り立つものである。このため、使用者は、労働者が自己申告できる時間外労働の時間数に上限を設け、上限を超える申告を認めない等、労働者による労働時間の適正な申告を阻害する措置を講じてはならないこと。

また、時間外労働時間の削減のための社内通達や時間外労働手当の定額払等労働時間に係る事業場の措置が、労働者の労働時間の適正な申告を阻害する要因となっていないかについて確認するとともに、当該要因となっている場合においては、改善のための措置を講ずること。

さらに、労働基準法の定める法定労働時間や時間外労働に関する労使協定

(いわゆる 36 協定)により延長することができる時間数を遵守することは当然であるが、実際には延長することができる時間数を超えて労働しているにもかかわらず、記録上これを守っているようにすることが、実際に労働時間を管理する者や労働者等において、慣習的に行われていないかについても確認すること。

(4) 賃金台帳の適正な調製

使用者は、労働基準法第 108 条及び同法施行規則第 54 条により、労働者ごとに、労働日数、労働時間数、休日労働時間数、時間外労働時間数、深夜労働時間数といった事項を適正に記入しなければならないこと。

また、賃金台帳にこれらの事項を記入していない場合や、故意に賃金台帳に虚偽の労働時間数を記入した場合は、同法第 120 条に基づき、30 万円以下の罰金に処されること。

(5) 労働時間の記録に関する書類の保存

使用者は、労働者名簿、賃金台帳のみならず、出勤簿やタイムカード等の労働時間の記録に関する書類について、労働基準法第 109 条に基づき、3 年間保存しなければならないこと。

(6) 労働時間を管理する者の職務

事業場において労務管理を行う部署の責任者は、当該事業場内における労働時間の適正な把握等労働時間管理の適正化に関する事項を管理し、労働時間管理上の問題点の把握及びその解消を図ること。

(7) 労働時間等設定改善委員会等の活用

使用者は、事業場の労働時間管理の状況を踏まえ、必要に応じ労働時間等設定改善委員会等の労使協議組織を活用し、

労働時間管理の現状を把握の上、労働時間管理上の問題点及びその解消策等の検討を行うこと。